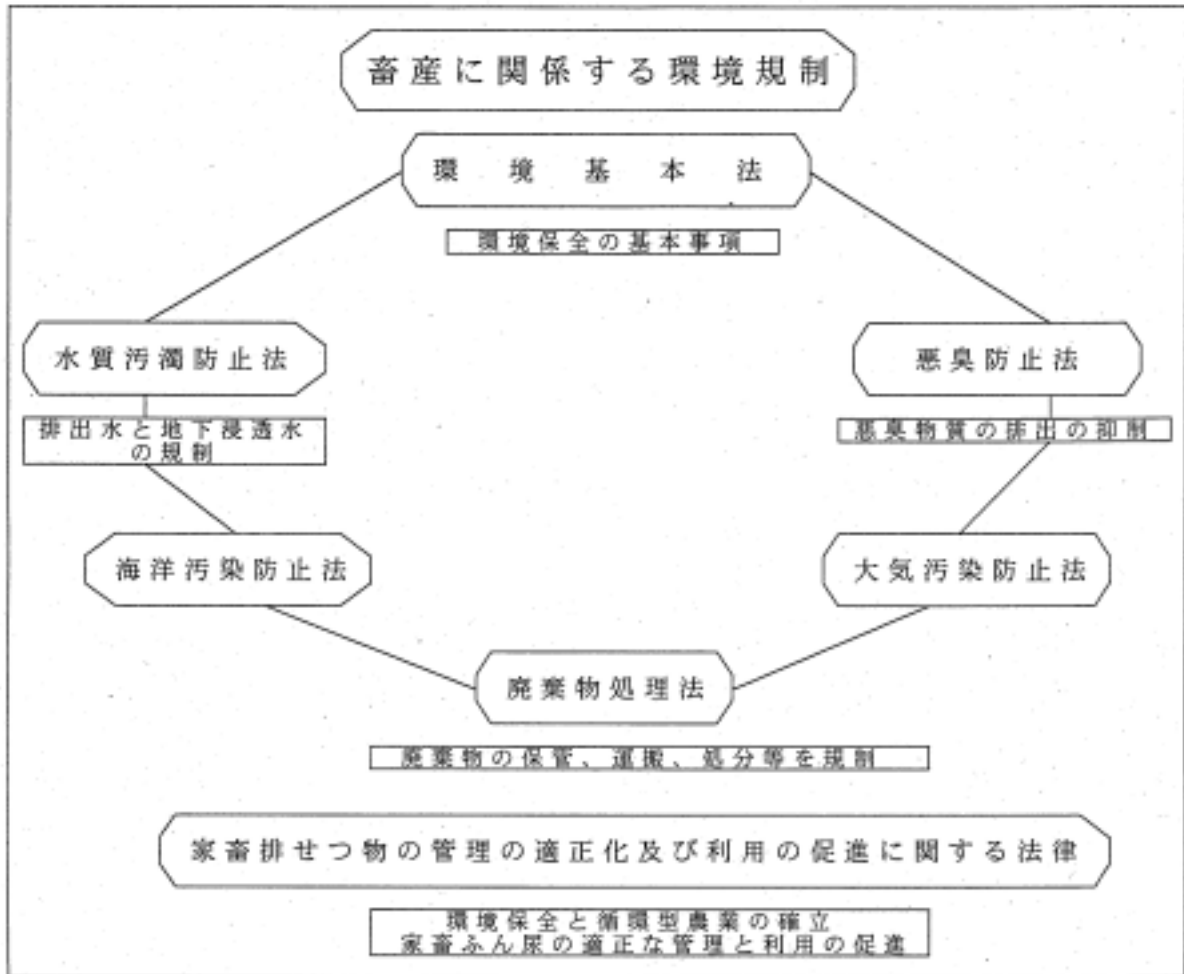


2-5. 農業分野における環境保全に対する取り組み



家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

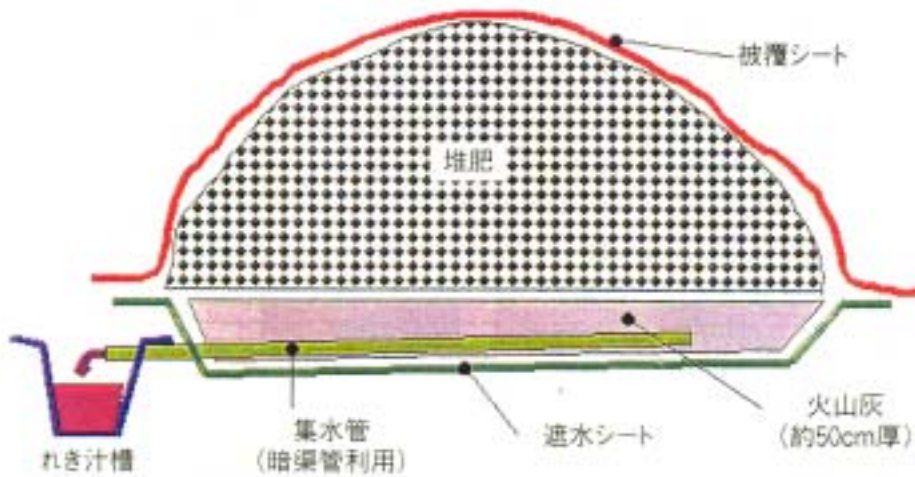
- 管理基準の遵守
  - ① 農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定
    - ◇ 管理基準の遵守に関する基準
    - 施設の構造に関する基準は、床をコンクリートその他の不透水性材料で築造し、排水の処理及び貯留の措置を講ずること (野積みの解消)
    - 尿や糞の処理は、コンクリートその他の不透水性材料で築造し、貯留槽を設置すること (素通りの解消)
    - ◇ 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準
    - 家畜排せつ物は、施設において管理すること
    - 施設に破損があるときは、速やかに修繕を行うこと
    - 送風装置等を設置している場合は、その維持管理を適切に行うこと 等
  - ② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理
  - ③ 都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施
    - 小規模畜産農家については、管理基準は適用しない
    - 牛 10頭未満      ● 豚 100頭未満
    - 鶏 2,000羽未満      ● 馬 10頭未満
  - 指導・助言、勧告・命令の流れを促すために指導・助言を行い、更に強く自主的な管理基準の遵守を促している者に対して、勧告を行い、更に強く自主的な管理基準の遵守を促している者に対して命令を行うことができる。
- ④ 管理基準の適用については、必要な経過期間を経て、平成16年11月1日から施行

【尿散布】

【堆肥舎】



シートを利用した堆肥貯蔵施設



# 家畜ふん尿の適切な利用について

[営農改善指導基本方針（H14年12月北海道農政部）より抜粋]

## 環境保全に対する取り組み

### (1) 家畜ふん尿の適正な管理と利用の推進

家畜ふん尿については、規模拡大に見合う施設整備がなされていないため、不適切な管理から河川に流出するといった事故が発生しており、適切な管理が求められている。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の管理基準の適用猶予期間が平成16年10月末と迫っており、シートを利用した簡易低コストな施設も含め今後2か年のうちに管理基準に基づいた適切な管理がなされるよう計画的な整備を推進することが緊急の課題として求められている。

#### ア 家畜ふん尿の適切な管理・処理

家畜ふん尿は、防水シート等による不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有する家畜ふん尿処理・保管施設で管理を行う。

また、家畜ふん尿処理施設の維持・管理及び点検を行い、不備があれば補修を速やかに行う。

堆肥舎については、堆肥化技術の基本を理解し、適切な切り返しと水分調整を実施し堆肥化を行う。

貯留槽、スラリーストアについては、雨水が入らないようにする。

放牧地の管理を適正に行い、パドック内のふん尿は、こまめに除糞を行い、河川への流出を防ぐ。

#### イ 家畜ふん尿の適切な利用

堆肥・液肥（家畜ふん尿）の散布については、「北海道施肥ガイド」及び「土壌診断に基づく施肥対応」に準拠して実施し、適切な時期に、適切な量を行う。

特に、冬期間、融雪期、河川、水源のそば及び大雨の前には、散布しないよう指導する。

家畜ふん尿処理技術の普及を図る。

地域によっては、耕種と畜産の連携強化を図る必要があることから、耕種農家が積極的に利用できる堆肥を提供するため、良品質な堆肥を製造、成分分析を実施し、その内容の情報提供を行う等の流通対策を推進する。

#### ウ 家畜ふん尿処理施設のふん尿の性状に合った整備

防水シートなどによる簡易・低コストな手法を取り入れ、低コストな家畜ふん尿処理施設整備の普及・推進を図る。

また、処理施設整備にあたっては、家畜ふん尿の性状にあった施設の整備を推進する。

(ア) 敷料が十分にあり、固形状のふん尿の場合は、切り返しなどにより堆肥化が可能な堆肥舎を整備する。

(イ) 敷料が少なく流動性が高い半固形状のふん尿の場合は、ふん尿が流れ出ないように半地下式の貯留施設を整備する。

(ウ) 敷料が極端に少なく、液状のふん尿の場合には、スラリー処理施設を整備する